

令和6年度 富岡市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年7月1日制定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために策定する。

2 担当部署及び適用範囲

この方針の担当部署は、健康福祉部福祉課とし、適用範囲は、市の全組織における物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する事業所等とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所
- (3) 就労移行支援事業所
- (4) 生活介護を行う事業所
- (5) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- (6) 基準該当就労継続支援B型事業所
- (7) 基準該当生活介護事業所
- (8) 地域活動支援センター
- (9) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (10) 物品等の調達を障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う共同受注窓口
- (11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (12) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる品目

市が調達しようとする役務及び物品等で、障害者就労施設等が提供可能な全てを対象

とする。

5 調達目標

調達目標は、障害者就労施設等から調達した前年度の実績額を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等が提供できる物品等について、障害者就労施設等からの情報をもとに全庁内に情報提供を行うものとする。
- (2) 市は、地方自治法施行令及び富岡市契約規則に定める随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7 調達実績の公表

福祉課は、調達実績について取りまとめ、市ホームページ等により公表する。